

風力発電設備の定期安全管理検査に係る Q&A

風力発電設備の定期安全管理検査に係る Q&A は、定期安全管理検査が的確かつ円滑に実施されるように、日本風力発電協会（JWPA）が定期安全管理検査の運用について取りまとめたものである。

この Q&A においては、下記の略称を用いる。

名称	略称	名称	略称
定期安全管理検査	定期検査	定期事業者検査の方法の解釈*	定検解釈
定期事業者検査	事業者検査	使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）	実施要領（内規）
定期安全管理審査	安全管理審査		
登録安全管理審査機関	登録審査機関		

* 電気事業法施行規則第 94 条の 3 第 1 項第 1 号及び第 2 号に定める定期事業者検査の方法の解釈

I. 定期事業者検査

Q1. 安全管理審査の対象となる事業者検査は、いつから実施した検査が対象となるか。
法の施行前に実施した定期点検の結果は安全管理審査の対象となるか。
3 年後に安全管理審査を受審する場合、3 年目から事業者検査を実施すればよいのか。

- ・定期点検は、保安規程に基づいて定期検査制度の施行（2017 年 4 月 1 日）前に行われたものをいうのに対して、事業者検査は、検査制度施行後に策定された定期事業者検査要領書（法定審査 6 項目）に基づいて行われた検査をいう。
- ・定期検査制度の施行日（2017 年 4 月 1 日）以降に実施した事業者検査が、安全管理審査の対象となる。
- ・定期検査制度の施行前に実施した定期点検結果は、安全管理審査の対象ではない。
- ・3 年後に受審する場合であっても、2017 年 4 月 1 日以降に実施した事業者検査が安全管理審査の対象であり、必要な検査については、今年度から定期事業者検査要領書を作成して検査を行う必要がある（定期点検結果の可否判定を行い、記録して保存する）。

Q2. 安全管理審査は、単機出力が 500kW 以上の風車は全て受審しなければならないのか。

- ・単機出力が 500kW 以上の全ての風車が安全管理審査の対象となる。
- ・安全管理審査を受審しなかった場合には、産業保安監督部による報告徴収又は立入検査が行われることがある。

Q3. 長期停止している風車も、安全管理審査を受審しなければならないのか。長期停止している風車は、作動試験等ができないものもあるため、検査項目（42 項目）すべての検査を実施することができない場合がある。
また、どのような対策がとられていればよいか。

- ・長期停止している風車も、安全管理審査を受審しなければならない。
- ・風車は屋外に設置されており、風車が停止していても、台風、雷、雨、雪等の外力を受けることから、公衆の安全を確保するためには、風車を安全な状態に維持する必要がある（このため、点検・検査が必要）。
- ・検査項目（42項目）すべての検査を実施できない場合は、産業保安監督部に相談すること。公衆安全を確保するためにはどのような対策・検査が必要か、十分検討する必要がある。

Q4. 風車メーカーが策定した点検マニュアルに従って点検を行えば良いのか。

- ・定検解釈に定められた 42 項目を行う必要がある。その中には風車メーカーの点検マニュアルに記載のない項目もあるので、注意すること。また「平成 27 年度未利用エネルギー等活用調査（風力発電設備の維持及び管理の動向調査）報告書」において事業者検査の実施が推奨されている 7 項目についても、実施することが望ましい。点検項目の詳細は、風力発電設備の定期点検指針（JEAG 5005-2017）を参照のこと。

Q5. 通常行っている定期点検とは別に、事業者検査を行う必要があるのか。

- ・事業者検査は、通常行っている定期点検の結果に関して、検査員が定期事業者検査要領書に記載の判定基準に照らし合わせて合否判定を行い、その結果を記録し保存するものである。従って通常行っている定期点検と別に点検を行う必要はない。

Q6. 点検記録は、通常行っている定期点検記録用紙を使ってまとめてよいか。

- ・事業者検査の内容は、安全管理審査時に登録審査機関による審査を受ける必要がある。その際、登録審査機関は定検解釈で定められた 42 項目が漏れなく適切に実施されていることを確認する必要がある。このため、事業者検査の内容は、事業者が通常用いている定期点検記録用紙にまとめても良いが、その場合にも、定期事業者検査要領書や、定検解釈 42 項目との整合性が確認できるような記載があることが望ましい。

Q7. 風力発電設備の定期点検指針（JEAG 5005-2017）に規定されている方法で点検ができないのだが、どうすればよいか。（発電機の相間の絶縁抵抗測定など）

- ・定期点検指針（JEAG 5005-2017）に規定されている方法は、多くの風車に共通する標準的なものを記載しているが、実際の風車で適用できないものもある。このうち、当該風車に検査箇所がない場合は、検査は不要となる。また、定期点検指針に規定されている方法に従えば分解が必要だが、当該箇所が分解不可の場合には、検査を省略できるが、検査の目的に合致する代替の方法で検査を行うことを検討することが必要である。具体的な検査の方法や判定基準は、メーカーの技術資料等に基づき適切に設定し、要領書に記載することが必要である。

Q8. 定期点検指針に規定されている点検項目には、ボルトのトルクチェックやダウンコネクタの導通確認など、負担が大きいものがある。これまで問題が起きておらず、実施の必要性が低い。近傍には業者もおらず予算的な制約もあるので、一部を省略できないか。

- ・ 今回の定期検査制度は、風車に発生した重大事故の多くが、メンテナンス不備によるという結果から、公衆安全の確保を目的に法制化されたものであり、省略は不可である。
- ・ ただし、検査方法は風車メーカー等の技術資料により定めることになっており、技術的な裏付けがあれば、その検査方法を採用することができる。
- ・ 将来的には、故障率の低減の実績を踏まえ、定期点検指針における点検項目やインターバルの見直しが検討されることは考えられる。
- ・ 安全管理審査は大規模（風車 10 基以上）の発電所から段階的に実施することになっており、業者等についても次第に確保が容易になるものと思われる。

Q9. 運転保守している風車は、多くの問題があり、安全管理審査を通る見込みがないのだが、どうすればよいか。

- ・ 安全管理審査を通せるような修理と点検を実施可能なメンテナンス会社を探して、風車を修復し、安全管理審査を受審することが考えられる。
- ・ 技術的あるいは経済的な理由で風車の修理ができない場合には、風車の運転継続は困難であると考えられる。一方で、風車をそのまま放置しておく危険であることから、取替、廃止、撤去について検討を行うこと。

II. 定期安全管理審査

II-1 申請

Q10. 安全管理審査を受審する場合、どこに申請したらよいか。

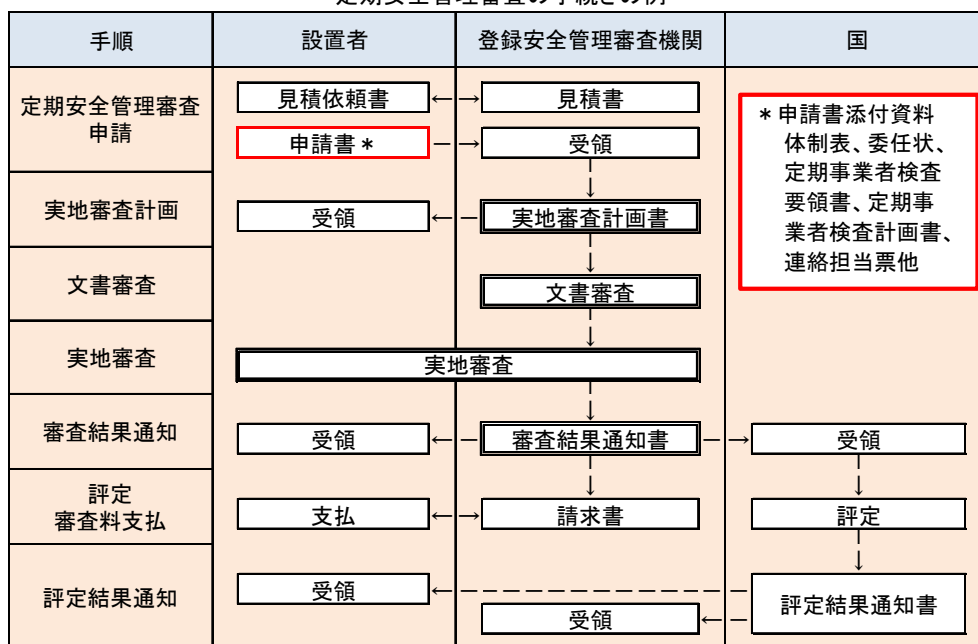
登録審査機関は、設置者が選んでよいのか。

- ・ 登録審査機関に申請することになる。登録審査機関は、経済産業省のホームページで確認することができる。
- ・ 登録安全管理審査機関について（経産省 HP）
http://www.meti.go.jp/policy/safety_security/industrial_safety/sangyo/electric/detail/shinsakikan.html
- ・ 登録審査機関は、設置者が選んでよい。ただし、審査料は登録審査機関によって異なる。

Q11. 安全管理審査はどのような手順で進められるのか。

- ・ 安全管理審査は、実施要領（内規）に基づき下図の手順で実施される。
- ・ ただし、申請書添付資料、見積・審査料の手続き等の詳細は、登録審査機関により異なる。各登録審査機関が審査の手引き等を作成しているので、それを参照のこと。

定期安全管理審査の手続きの例



申請書添付資料、見積・審査料の手続き等は登録安全管理審査機関により異なる

Q12. 経過措置として風車の基数に応じて安全管理審査受審の時期が異なっている。風車を10基以上所有している組織は2017年度から安全管理審査を受審できるが、点検の周期が2又は3年の検査項目については、2017年度には事業者検査が終了していないことが想定される。安全管理審査はどのタイミングで受審することができるか。

- ・風車を10基以上所有している組織が2017年度に安全管理審査を受審する場合、半年及び1年の事業者検査が終了した時点で申請することができる。
- ・2又は3年の事業者検査は未実施でも申請できる。
 - ・2017年4月1日以前に実施した結果があれば内容を確認するが安全管理審査の対象にはしない。
 - ・2017年4月1日以前に点検項目に設定していなくても遡及はしない。
- ・風車を10基以上保有している組織は、2017年度に安全管理審査を受審することが望まれる。2017年度に受審した、とする手続きとしては、2018年3月末までに申請書を登録審査機関に提出する必要がある。

定期安全管理審査の受審時期

申請の基数	審査の時期	2017年度	2018年度	2019年度
10基以上	施行後3年以内	←-----→		
3~9基	施行後1年以上 3年以内	←-----→		
3基未満	施行後2年以上 3年3ヶ月以内	←-----→		

- ・風車を10基以上所有している組織、風車を3~9基所有している組織が2018年度に安全管理審査を受審する場合、点検の周期が3年の事業者検査は未実施でも構わない。
- ・風車を10基以上所有している組織とは

- ・発電所毎の風車基数が 10 基未満でも、複数の発電所の風車を管理している事業所は、まとめて 10 基以上の風車の安全管理審査を申請することができる（ただし、事業所が各発電所に共通して適用するマニュアル・手順書を定め、共通の検査実施体制を構築している場合に限る）。

Q13. 安全管理審査は、どのような組織の単位で申請することができるか。

- ・以下の単位で申請することができる。この場合、事業者検査が終了した号機を抜き出して、審査対象として申請することができる。
 - ・発電所
 - ・事業所（各発電所に共通して適用するマニュアル・手順書を定め、共通の検査実施体制を構築している場合）

Q14. インセンティブが付与される組織の単位は。発電所毎に付与されるのか。

- ・インセンティブは、申請した組織の単位に対して付与される。
- ・インセンティブは 6 年間、その体制が維持されている組織に付与されることから、3 年目の申請と 6 年目の申請は、同一の組織の単位とする必要がある。

Q15. 審査基準に記載されたインセンティブ付与の条件である、「過去 6 年間」とは 6 年以上の期間か。

- ・6 年間とは、6 年以上の期間である。（短縮や端数切上げ処理はされない。）
- ・安全管理審査を申請した日以前の 6 年間の期間が対象となる。

Q16. 発電所の設置者が変わった場合でも、安全管理審査は前回の審査から 3・6 年後に受審すればよいか（6 年はインセンティブ付与の組織）。

- ・風力発電設備は、省令第 94 条の 5 第 6 項の規定のとおり、事業者検査のタイミングで安全管理審査を受審すれば良い。（前回の安全管理審査から 3 年後になる。）
- ・発電所の設置者が変わった場合でも、「事業者検査の実施に係る組織」を（トップマネジメントの関与なども含み）変更しなければ、前回審査の結果インセンティブ付与を受けた組織は、インセンティブを維持できる。
- ・「事業者検査の実施に係る組織」の変更の有無の判断に疑義があれば、産業保安監督部に照会すること。

II - 2 安全管理審査

Q17. 安全管理審査の現地審査は、全風車を対象に行うのか。

- ・事業者検査を終了した風車全台が対象となる。ただし現地審査では時間的な制約もあり、通常は抜き取りで詳細に審査を行うことが想定される。
- ・なお、安全管理審査を申請した組織の単位に複数の機種がある場合は、機種毎に審査する項目が異なることも想定される。

Q18. 安全管理審査で不適合（定期事業者検査の実施につき体制が取られていない）と判断された場合には、風車を停止しなければならないのか。

- ・風車が技術基準に適合している場合には、安全管理審査で不適合となっても、法的には風車の停止義務はない。しかしながら登録審査機関の判定結果は国に伝えられ、問題があれば立入り検査等の行政対応が執られることになる。従って不適合の場合には、速やかに改善することが望ましい。

Q19. 不適合（重大、軽微）と判定された場合、その後は是正措置を行って再度安全管理審査を受け直す必要があるのか。

- ・是正措置については、実施後に登録審査機関に実施内容を提出し、登録審査機関にてその内容が確認されることから、再度安全管理審査を受け直す必要はない。

Q20. 定期検査の項目の一部が安全管理審査受審期限までに終了していない場合には、どうなるのか。（Q12の場合を除く）

- ・事業者検査未了のため、重大な不適合と判断され速やかに国に報告される。そのため、全ての項目について、安全管理審査受審までに検査の実施を完了することが望ましい。
- ・何らかの理由により当該項目の検査が実施できない場合には、代替の方法で検査を行い、合否判定することができる。ただし代替の方法を採用する場合には、その妥当性について、メーカーの見解書など技術的な裏付けが必要となる。（Q7参照）

Q21. 安全管理審査のうち実地審査の実施場所は、どこになるか。安全管理審査は書類審査なのか、若しくは風力発電設備が設置してある場所で検査対象部位を確認することがあるのか。

- ・風力発電設備の安全管理審査の実地審査の実施場所は、検査記録の保管場所である。なお、ここで言う検査記録の保管場所としては、保守員が勤務している発電所の管理事務所（検査記録の原本を照合できる場所）を想定している。
- ・審査は書類審査が基本となるが、風力発電設備そのものを確認することが必要になった場合には、現地で審査を行うことがある。

Q22. インセンティブに係る事業者の保安力水準の安全管理審査はどのように行うのか。

- ・使用前・定期安全管理審査実施要領（内規）を参照のこと。

Ⅲ. 追加

Ⅲ-1-1 定期事業者検査

Q23. 定検解釈の検査方法に記載されている、「又は」、「及び」、「若しくは」、の用語は、どのように定義されているのか

- ・「又は」は or、「及び」は and、「若しくは」は or で置き換えると理解しやすい。

- ・「及び」、「又は」、「若しくは」の表現は、区分すると下記となる。

No.1、No.4

目視又は触手若しくは測定 → (目視 or 触手) or 測定

No.5、No.8、No.18、No.19、No.35

目視及び打音又は触手 → (目視 and 打音) or 触手

No.17、No.29、No.36、No.38

目視及び触手又は測定 → (目視 and 触手) or 測定

No.22

目視及び聴音又は測定 → (目視 and 聴音) or 測定

III-1-2 定期安全管理審査

Q24. 実施要領（内規）14 ページには、「インセンティブ関連項目の審査を行う場合には、今回の定期安全管理審査から過去6年間に実施した定期安全管理審査における評価結果の確認を行うこととする。」とある。

また、61 ページの添付資料 1-5 の審査基準には、「今回の定期安全管理審査から過去6年間に実施した定期安全管理審査において、前章に定める項目を全て満足していることを、確認しなければならない。」とされているが、2回目の審査でインセンティブ付与の判断を希望する場合は、初回の審査でもインセンティブ項目について判断してもらうことが必須なのか。

インセンティブ付与の条件となっている保安力水準に関する審査は、いつの時点から対象になるか（是正措置への対応、運用データの記録・保存、保守管理体制の構築・維持）。

- ・6年後以降（2回目の審査以降）の審査でインセンティブ付与の判断を希望する場合は、少なくとも、インセンティブ付与を判断する審査の直前の審査でインセンティブ項目について判断してもらうことが必須となる。また、制度開始から6年経過後すぐにインセンティブ付与を希望する場合は、初回審査でもインセンティブ項目について判断してもらうことが必要である。
 - ・インセンティブ付与を判断する際には、審査日以前6年間（6年以上の期間）に実施した安全管理審査の評価結果を確認することになっていることから、審査日の3年前の安全管理審査の評価結果において、インセンティブ付与の条件を満足していることが前提となる。
 - ・保安力水準の審査のうち、日常的な保守管理体制の充実度に関する審査は、2017年4月1日以降からの運用データの記録・保存、体制の構築・維持等が対象となる。
 - ・インセンティブ付与が認められる時期としては、下記のケースが考えられる。
 - ①初回を3年未満で受審する場合
 - ・初回（3年未満）：保安力水準の維持の審査を希望する場合はその期間がカウントされる（A）
 - ・2回目：保安力水準の維持を確認（初回からの3年間）
 - ・3回目：保安力水準の維持を確認（2回目からの3年間）
- A+3年+3年=6年以上

②初回を3年後に受審する場合

- ・初回（3年後）：保安力水準の維持を確認（3年間）
- ・2回目（6年後）：保安力水準の維持を確認（初回からの3年間）

3年+3年=6年

Ⅲ-2-1 定期事業者検査

Q25. 点検周期は、半年、1年、2又は3年とされているが、例えば1年点検の周期は、1年未満で実施しなければならないのか、それとも1ヶ月程度は猶予があって、1年を超えて点検を行ってもよいのか。

- ・定検解釈に記載している点検周期は、その期間を厳密に遵守することを規定しているものではない。風車事故による一般公衆被害防止のためには、定期的に点検を行っていくことが重要であり、このため、点検周期に大きなバラツキが生じないように計画的に検査を実施していくことが望ましい。
- ・安全管理審査を3年毎に受審すると、その間に半年、1年、2又は3年の点検を定期的に実施しているか、という観点で審査されることも想定される。

Q26. 事業者検査における記録の保存期間は、法定審査6項目の審査基準（添付資料1-1、インセンティブなし）では5年間となっている。一方で、インセンティブ付与を希望する場合は、保安力水準が6年間維持されていることが審査される。インセンティブ付与を希望する場合、記録は何年間保存しておく必要があるか。

- ・インセンティブ付与に係る審査基準（添付資料1-5）の「検査記録の管理に関する事項」では、下記のように記載されている。

5. 検査記録の管理に関する事項

添付資料1-1の「5. 検査記録の管理に関する事項」の規定に準ずる。この場合において、添付資料1-1の「5.3. 記録の保存」の規定において、「5年間」とあるのは「5年と次回評定通知を受けるまでの期間とのいずれか長い期間」と読み替えるものとする。

- ・上記のことから、インセンティブの付与を受けた後は、「次回評定通知を受けるまでの期間」（6年間）の方が5年間より長いことから、法定審査6項目に関しては6年間の記録の保存が必要となる。同様に、保安力水準に関する記録についても6年間の保存が必要になる。
- ・また、新たにインセンティブ付与を希望する場合には、過去6年間について審査を受けることになることから、保安力水準に係る記録は、6年間保存しておく必要がある。

Ⅲ-2-2 定期安全管理審査

Q27. 安全管理審査の实地審査で、複数ある風車のうちの1基だけ不適合となった場合、審査結果は「否」となるのか。
1基だけというのは、特別なケースではないのか。

- ・重大な不適合の場合は、1基だけでも審査結果は「否」となる。

- ・軽微な不適合の場合、是正措置が確認された場合には「良」と判定することができる。
- ・不適合には、①技術基準及び法定事業者検査実施組織の定めた判定基準を満たしていない場合の不適合と、②主に検査実施の組織に係る不適合がある（JWPA 定期安全管理審査受審の手引き：14・15 ページ）。
- ・①に係る不適合は個々の風車に該当する場合も想定されるが、②に係る不適合は組織に係る不適合であるので、同じ管理方法で実施されていた場合、発電所全体若しくは事業所全体に係る不適合となる。不適合が①か②かによって不適合の対象が異なる。

Q28.1 風力発電所を廃止するが、その場合でも安全管理審査を受審する必要があるのか。
(Q 3、Q 9 と関連)

- ・検査を実施する組織を廃止する場合、廃止する前に安全管理審査（解消審査）を受審しなければならない。
- ・なお、解消審査は、検査を実施する組織の維持ができなくなった時に受審するものであるため、下記のような場合は3年毎の安全管理審査を受審すること。
 - ①検査を実施する組織が発電所単位であって、複数基ある風車のうちの一部のみを廃止する場合
 - ②検査を実施する組織が複数の発電所を纏めた単位であって、一部の発電所のみを廃止する場合

Q28.2 定期安全管理審査を受審する前（制度開始から3年以内）に、風力発電所を廃止するが、その場合でも安全管理審査を受審する必要があるのか。
(Q 3、Q 9、Q28.1 と関連)

- ・安全管理審査（解消審査）は、安全管理審査を受審した組織が対象となるため、安全管理審査の施行から一度も受審していない場合、解消審査の受審は不要である。
- ・ただし、以下に相当する組織は、3年ごとの安全管理審査を受審すること。
 - ①検査を実施する組織が発電所単位であって、複数基ある風車のうちの一部のみを廃止する場合
 - ②検査を実施する組織が複数の発電所を纏めた単位であって、一部の発電所のみを廃止する場合

Q29. 現在、風車の安全対策に関して共同研究を実施している。これは、インセンティブ付与の保安力水準の審査において考慮される事項となるか。

- ・共同研究を行っているという行為だけでは、保安力水準の評価の対象とはならない。
- ・共同研究の成果が、風車の被害軽減の取組に結びつくなど保安力の向上に寄与しているか否かが評価の対象となるので、関連するデータ等を資料として取りまとめておいてもらえるとよい。

Q30. 風力発電設備の所有者から設備の管理を委託されており、風車の点検を別の会社に委託している場合、安全管理審査の申請は、誰が行うことになるか。
安全管理審査の申請は、みなし設置者でもできるか。

- ・安全管理審査の申請は設置者が行う。設置者は、保安規程を定めている会社である。みなし設置者は保安規程の届出はできるが、安全管理審査の申請はできない。

Q31. 登録審査機関の審査員の要件は、資格の保有とか教育を受けているかなど、どのように規定されているか。審査機関、審査員によって審査にバラツキがあるか。

- ・電事法 69 条に審査機関が登録する際の基準が規定されており、それが審査員の資格要件（教育機関、学科、経験年数）に該当する。
- ・資格要件は統一されているものの、制度の導入時期であることもあり、審査機関や審査員によっては、審査にバラツキがあることも想定される。

Ⅲ-2-3 その他

Q32. 定期検査制度が新たに導入されたことによって、これまで産業保安監督部に届出していた書類等で、改訂が必要となるものがあるか。

- ・保安規程において、検査の体制や検査の項目等の定期検査に関連する記載事項があれば、保安規程の改訂・届出が必要となることが想定される。

Ⅲ-3-1 定期事業者検査

Q33. 定検解釈に示されている検査項目は、すべて実施しなければならないのか。定検解釈に示されている検査の内容は、最低限のことが記載されているのか。（Q 3 と関連）

- ・定検解釈に示されている検査項目は、すべて実施する必要がある。ただし、各設備において該当する項目がない場合には、検査は省略してよい。
- ・定検解釈に示されている検査の内容は、最低限実施しなければならないことが記載されている。
- ・検査項目（42 項目）すべての検査を実施できない場合は、産業保安監督部に相談すること。

Q34. ボルトの検査は、検査する本数が具体的に示されているが、この検査はメーカー点検とは別に実施しなければならないのか。

- ・メーカー点検とは別に実施する必要はないが、メーカー点検における本数や頻度が定検解釈に示されている本数・頻度と比べて少ない場合は、そのように設定した根拠（十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠）が必要となる。
- ・安全管理審査の際には根拠設定のプロセス、妥当性の検証方法等が審査されることが想定される。

Q35. 定期事業者検査要領書の作成にあたって、ブレードの判定基準を定めるのは難しい。メーカーから提示されていないものもある。判定基準は独自に設定してよいのか。審査の際に指摘されないか。

- ・判定基準の設定にあたっては、独自に設定しても構わないが、そのように設定した根拠（十分な保安水準の確保が達成できる技術的根拠）が必要となる。
- ・機種によって、ブレードの構造、材料等が異なるので、メーカーやメンテナンス会社の技術資料・知見、同型機の実績、類似事例、事故情報、論文等を参考に判定基準を設定することが考えられる。

- ・安全管理審査の際には根拠設定のプロセス、妥当性の検証方法等が審査されることが想定される。

Q36. 測定機器の校正は、どのような頻度で実施すればよいか。

- ・メーカーや機器の校正を専門に実施している会社等に、測定機器毎の校正の有効期限を確認していただくのがよいと考えられる（その有効期限内で使用）。

Q37. 検査員の資格要件は定められているか。電検3種の資格を有していればよいのか。

- ・具体的な資格は定めていないが下記のことを考慮し、検査員には必要な能力を有する者を選任する必要がある。
 - ・添付資料 1-1 の審査基準には、「検査に従事する検査員の必要な教育又は訓練を受講又は経験しているもの」と規定されている。
 - ・実施要領（内規）には、検査員は「法定事業者検査を着実に実施するための能力を有し、法定事業者検査を実施する者をいう」（内規）とされている。風力発電設備の定期点検指針では、実務に則して、定期事業者検査を「検査員が、点検結果を定期事業者検査要領書に記載の判定基準に照らし合わせて合否判定を行い、その結果を記録し保存すること」と位置付けている。
- ・検査に必要な具体的な能力としては、電気的な知見だけではなく、構造、判定基準、法令等に係る知見も必要であることから、検査員の選任にあたっては、知識、技能、資格、経験、研修の受講実績等を考慮して、検査員の要件を定めることが望まれる。

Q38. 検査の実施体制において、要員の確保が難しい場合、検査員と点検員を一人で兼務することができるか。

- ・一人で兼務することが禁じられているわけではないが、検査員と点検員では全く役割が異なるので、立場の違い、役割分担をどのようにするか、慎重に検討する必要があると考える。

Q39. 協力事業者（メーカー等）の管理において、事業者はどこまで関与すればよいか。協力事業者の力量を評価するのは難しい。

- ・実施要領（内規）では、定期安全管理検査の一部を委託した場合でも同検査の最終責任は設置者が負うことになる、とされている。
- ・協力事業者の管理にあたっては、以下の事項を定めていることが審査基準に示されている。
 - ① 協力事業者への要求事項
 - ② 協力事業者の選定、評価基準及びその結果
 - ③ 協力事業者に委託する業務に対する検証要領
 - ④ 協力事業者に委託した業務に対する検証結果
- ・協力事業者評価票、協力事業者管理要領等を策定して管理する方法が考えられる。
- ・また、協力事業者による事業者検査が定期事業者検査要領書に基づいて適切に実施されているか確認することも必要と考えられる。

Ⅲ-3-2 定期安全管理審査

Q40. 風力のインセンティブ付与の審査においても、火力と同じように「継続的な法定事業者検査実施体制に対する要求事項」として、内部監査、是正措置、予防措置について審査されるのか。

- ・風力は火力とは異なり、事業者の保安力水準（高度な取り組み）について審査されるので、「継続的な法定事業者検査実施体制に対する要求事項」に関する審査は行われない（JWPA 風力発電設備の定期安全管理審査受審の手引き：22・23 ページ参照）。

Q41. インセンティブ付与に係る重大事故等の有無の審査で、最初の審査については、過去全ての期間において重大事故等を起こしていないことを確認しなければならない、とされている。過去に発生した事故も審査の対象として遡及されるのか。

- ・過去の事故は参考としては見るが、インセンティブ付与に係る審査の対象となるのは、あくまで 2017 年 4 月 1 日以降の事故である。

Q42. インセンティブ付与に係る日常的な監視とは、どのようなものが判断の要素となるのか。

- ・監視の方式にはいろいろなものがあるが、異常の兆候を把握して予防に生かすような仕組みが構築され、それが実際に生かされているか、ということが判断の要素となる。

Q43. 経過措置には、風車 3 基未満の基数を申請する組織は、施行後 2 年以上 3 年 3 ヶ月以内に審査を行う、とされているが、2017 年度、2018 年度に安全管理審査の申請を行うことができるか。

- ・経過措置の期間は、風車の基数に応じて審査の時期を設けているが、検査項目 42 項目の検査が終了した場合等、申請の準備が整えば 2017 年度、2018 年度に申請することは可能である。

Q44 2017 年度以降に新設する風車は、いつ安全管理審査を受審すればよいか。

- ・運転開始から 3 年 3 ヶ月を超えない時期に安全管理審査を受審すればよい。

Q45 インセンティブの付与を受けた組織が、重大事故を起こした場合、次の安全管理審査はいつ受審すればよいか。

- ・インセンティブ付与の通知（前回）を受けた日から 6 年 3 ヶ月を超えない時期に安全管理審査を受審すればよい。
- ・次回の安全管理審査においては、重大事故が確認された場合にはインセンティブの付与は行われないので、次々回の安全管理審査は次回の安全管理審査の 3 年後に受審することになる。

Q46 みなし設置者を、検査責任者、検査員に選任することはできるか。協力事業者とはならないと考えてよいか。

- ・みなし設置者が、設置者の定める保安規程に定める組織・体制の中に組み込まれている場合、検査責任者、検査員に選任することができる。協力事業者とはならない。

【改訂履歴】

No.	改訂内容	改訂年月日
初版	—	2017.4.17
2	Q6 点検要領書を定期事業者検査要領書に変更 Q12 試行を施行に変更、Q7・Q20 点検を検査に変更	2017.4.20
	Q16 発電所の所有者が変わった場合の安全管理審査受審の周期を 加筆・修正	
	Q23 「又は」、「及び」、「若しくは」、の用語の解説を追加	
3	Q1 事業者検査の実施時期を追加	2017.5.18
	Q10 登録審査機関の選定を追加	
	Q25～Q26 事業者検査の点検周期、記録の保存期間を追加	
	Q27～Q31 安全管理審査における不適合、廃止、インセンティブ、 申請者、審査員に係る事項を追加	
	Q32 定期検査制度導入に伴う保安規程改訂を追加	
4	略称の追加	2017.5.29
	Q3 長期停止風車の安全対策を追加	
	Q12 10 基以上保有する組織の受審時期追加	
	Q24 インセンティブ付与の審査対象を追加	
	Q27 不適合に関する解説を追加	
	Q28 解消審査の解説を追加	
	Q33～Q39 事業者検査の検査項目、判定基準、測定機器、検査員、 協力事業者に係る事項を追加	
	Q40～Q43 安全管理審査のインセンティブ付与、申請に係る事項 を追加	
5	Q1、3、6～9、12～13、15～21、23～26、28、31～32、34～39、 41 内容を精査し加筆・修正	2017.8.28
	Q43 削除し Q30 に統合。	
	Q43～Q45 安全管理審査の受審時期に係る事項を追加。	
	Q46 事業者検査の体制に係る事項を追加	
6	Q28.2 Q28 に関連して解消審査に係る事項を追加 (Q28 は Q28.1 に No を変更)	2018.2.23

以 上